

村上市建設工事入札参加資格審査申請要領

令和3年11月
村上市

令和4・5年度において、村上市が行う建設工事の一般競争入札、指名競争入札及び随意契約の協議（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする方は、この要領に定めるところにより、競争入札等に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」という。）の審査（以下「資格審査」という。）の申請を行ってください。

【目次】

第1 申請方法	ページ
1 参加資格の種類（建設工事の種類）	2
2 資格審査申請をすることができる方	2
3 登録営業所	4
4 申請書の提出期間及び資格の有効期間	5
5 提出方法	5
6 提出書類等	6
7 新しい総合評定値通知書が交付された場合等の取り扱い	10
8 申請書等の提出部数、提出先、問合せ先	10
第2 記入方法等	
1 建設工事入札参加資格審査申請書	11
2 登録営業所一覧表	13
3 技術職員数等に関する書類	13
4 補正の技術職員数一覧	14
5 補正の技術職員名簿	14
6 舗装機械の所有状況に関する書類	14
7 登録営業所調書	15
8 業態調書	15
9 業者カード	16
第3 変更等の届出	
1 申請内容に変更等があった場合	17
2 参加資格の追加申請をする場合（業種追加）	18
業種区分コード表	19
第4 申請書類提出に際しての留意事項	
1 申請書類	20
2 綴じ方	20

第 1 申請方法

1 参加資格の種類(建設工事の種類)

- | | |
|--------------------|----------------|
| 1) 土木一式工事 | 16) ガラス工事 |
| 2) 建築一式工事 | 17) 塗装工事 |
| 3) 大工工事 | 18) 防水工事 |
| 4) 左官工事 | 19) 内装仕上工事 |
| 5) とび・土工・コンクリート工事 | 20) 機械器具設置工事 |
| 6) 石工事 | 21) 熱絶縁工事 |
| 7) 屋根工事 | 22) 電気通信工事 |
| 8) 電気工事 | 23) 造園工事 |
| 9) 管工事 | 24) さく井工事 |
| 10) タイル・れんが・ブロック工事 | 25) 建具工事 |
| 11) 鋼構造物工事 | 26) 水道施設工事 |
| 12) 鉄筋工事 | 27) 消防施設工事 |
| 13) 舗装工事 | 28) 清掃施設工事 |
| 14) しゅんせつ工事 | 29) 法面処理工事 (※) |
| 15) 板金工事 | 30) 解体工事 |

※ 当市では、建設業法の許可業種(29種)に加え、とび・土工・コンクリート工事の内訳としての「法面処理工事」についても参加資格の1業種として、とび・土工・コンクリート工事とは別に登録を受け付けています。

2 資格審査申請をすることができる方

(1) 資格審査申請をすることができる方は、次に掲げる事項のいずれにも該当しない方です。

- ① 建設業法第3条第1項の規定により建設業の許可を受け、その建設業の許可を受けて営業した期間が1年に満たない者
- ② 資格審査を申請しようとする建設工事について、建設業法第27条の23第1項に規定する経営に関する客観的事項の審査(以下「経営事項審査」という。)を受けていない者
- ③ 資格審査を申請しようとする建設工事について、建設業法第27条の29第1項の規定による総合評定値の通知を受けていない者
- ④ 地方自治法施行令第167条の4(同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過しない者
また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても同様とします。
- ⑤ 資格審査を申請しようとする建設工事について、添付書類の総合評定値通知書の完成工事高欄に完成工事高を有しない者
- ⑥ 建設業法の規定により営業の停止を命じられ、その停止期間が経過しない者
- ⑦ 国税及び地方税について未納がある者
- ⑧ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)が経営に実質的に

関与していると認められる者

- ⑨ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者
- ⑩ 暴力団員であると認められる者
- ⑪ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者
- ⑫ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者
- ⑬ 法人であって、その役員(その支店又は営業所の代表者を含む。⑭において同じ。)が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるもの
- ⑭ 法人であって、その役員のうちに⑩から⑫までのいずれかに該当する者があるもの
- ⑮ 次のアからウまでに掲げる届出のいずれかを行っていない者(当該届出を行うことを要しない者を除く。)
 - ア 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出
 - イ 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出
 - ウ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出

(2) 土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、水道施設工事、舗装工事については、次に掲げる国家資格者等がない場合は、該当の工事の資格審査申請をすることができません。

工事の種類	国家資格者等の種類
土木一式工事	1級技術職員: 一級建設機械施工技士、一級土木施工管理技士、技術士のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)、水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る。))又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。))とする者 2級技術職員: 二級建設機械施工技士、二級土木施工管理技士(種別を「土木」とするものに限る。))
建築一式工事	1級技術職員: 一級建築施工管理技士、一級建築士 2級技術職員: 二級建築施工管理技士(種別を「建築」とするものに限る。))、二級建築士
電気工事	1級技術職員: 一級電気工事施工管理技士、技術士のうち技術部門を電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門(選択科目を電気電子部門又は建設部門に係るものとするものに限る。))とする者 2級技術職員: 二級電気工事施工管理技士、第一種電気工事士、第二種電気工事士で電気工事に関し実務経験3年以上、電気主任技術者(第一種、第二種又は第三種)で電気工事に関し実務経験5年以上、建築設備士で電気工事に関し実務経験1年以上、計装で電気工事に関し実務経験1年以上の者

管工事	1級技術職員: 一級管工事施工管理技士、技術士のうち技術部門を機械部門(選択科目を「流体力学」又は「熱工学」とするものに限る。)、上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門(選択科目を「流体力学」、「熱工学」又は上下水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとするものに限る。)とする者
	2級技術職員: 二級管工事施工管理技士、給水装置工事主任技術者で管工事に関し実務経験1年以上の者、職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を一級の冷凍空気調和機器施工、空気調和設備配管、給排水衛生設備配管、配管(選択科目を「建築配管作業」とするものに限る。以下同じ。)、配管工若しくは建築板金(選択科目を「ダクト板金作業」とするものに限る。以下同じ。)とするものに合格した者又は検定職種を二級の冷凍空気調和機器施工、空気調和設備配管、給排水衛生設備配管、配管、配管工若しくは建築板金とするものに合格した後、管工事に関し実務経験3年以上(ただし、平成16年4月1日時点で合格していた者は実務経験1年以上)の者、建築設備士で管工事に関し実務経験1年以上、計装で管工事に関し実務経験1年以上の者
水道施設工事	1級技術職員: 一級土木工事施工管理技士、上下水道部門、又は総合技術監理部門(選択科目を上下水道部門に係るものに限る。)とする者
	2級技術職員: 二級土木工事施工管理技士
舗装工事	1級技術職員: 一級建設機械施工技士、一級土木施工管理技士、技術士のうち技術部門を建設部門又は総合技術監理部門(選択科目を「建設部門」とするものに限る。)とする者
	2級技術職員: 二級建設機械施工技士、二級土木施工管理技士(種別を「土木」とするものに限る。)

3 登録営業所

- (1) 村上市との請負契約等を締結する営業所(以下「登録営業所」という。)は、本社(以下「主たる営業所」という。)、又は本社を除く建設業の許可を受けている営業所(以下「従たる営業所」という。)です。
- (2) 1社につき1営業所の登録を原則とします。
ただし、参加資格の種類(建設工事の種類)が重複せず、主たる営業所の所在地が新潟県内、従たる営業所の所在地が村上市内である場合に限り、1社につき2営業所まで登録できることとします。なお、村上市内にある2つの営業所を登録することはできません。
- (3) 従たる営業所を登録営業所とする場合は、次のすべての項目に該当することが必要です。
 - ① 主たる営業所の代表者から村上市との建設工事の請負契約等を締結する権限がその代理人(従たる営業所の代表者)に委任されていること。
 - ② 申請する業種について登録営業所が建設業の許可を受けて1年以上であること。

4 申請書の提出期間及び資格の有効期間

区分	申請書の提出期間	資格の有効期間
定期申請	令和 3年12月 1日から 令和 4年 1月31日まで	令和 4年 4月 1日から 令和 6年 3月31日まで
随時申請	令和 4年 4月 1日から 令和 5年 9月30日まで	入札参加資格が認められた日 ^(注) から 令和 6年 3月31日まで

※随時申請は、令和4年2月1日から令和4年3月31日までの間は受け付けません。

(注) 入札参加資格が認められた日とは、原則として、受付期間中の毎月 15 日までに受け付けた申請については翌月の初日とし、16 日以降に受け付けた申請については翌々月の初日とします。

5 提出方法

- (1) 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、原則、郵送・宅配・メール便(当日消印有効)によります。
受付時間 村上市の休日(土曜、日曜、祝日及び12月29日から翌年1月3日まで)を除く、
午前9時00分から午後4時00分までとします。
- (2) 受付受領書を希望する場合、受付受領書と返信用封筒(切手貼付のこと。)又は返信用ハガキを同封してください。

6 提出書類等

申請書、申出書及び添付書類	市内に営業所がある業者※1	その他の建設業者※2	備考
1. 建設工事入札参加資格審査申請書【規程様式第1号】	◎	◎	
2. 登録営業所一覧表【規程様式第2号】	◎	◎	
3. 技術職員数等に関する書類【様式1】	◎	◎	※3 ※4 ※5
4. 補正の技術職員数一覧【様式2】	△	△	※3
5. 補正の技術職員名簿【様式3】	△	△	※3
6. 補正の技術職員の資格者証等の写し	△	△	※3
7. 舗装機械の所有状況に関する書類【様式4】	舗装申請者のみ	舗装申請者のみ	
8. 適用除外申告書【様式5】	△	△	※6
9. 登録営業所調書【様式6】	◎	×	
10. 建設業許可通知書又は証明書の写し	◎	◎	
11. 建設業許可申請書別紙二の写し	従たる営業所が登録営業所の場合	従たる営業所が登録営業所の場合	
12. 総合評価値通知書の写し	◎	◎	※7
13. 経営規模等評価申請書総合評価値請求書の写し等	◎	×	※8
14. 雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入の届出を行ったことを確認することができる書類の写し	△	△	※9
15. 障害者雇用状況報告書の写し	△	△	※10
16. 村上市と災害防止協定等の締結を証する書面	△	×	※11
17. 村上市内の国県道の除雪受託を証する書面	△	×	※12
18. 村上市と水道本管緊急工事当番業者の指名を受けていることを証する書面	△	×	※13
19. ハッピー・パートナー企業登録証の写し等	△	△	※14
20. SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けた取組を証する書面	△	△	※15
21. ドナー休暇制度を定めた就業規則等の写し	△	△	※16
22. 委任状【共通様式1】	△	△	※17
23. 業態調書【共通様式2】	◎	◎	※18
24. 使用印鑑届【共通様式3】	◎	◎	※19
25. 暴力団等の排除に関する誓約書【共通様式4】	◎	◎	
26. 村上市税納税証明書（原本）【共通様式5-1】 ※納税義務がない方は申出書【共通様式5-2】	◎	◎	※20
27. 「法人税」（又は「所得税」）及び「消費税及び地方消費税」の納税証明書（原本又は写し）	◎	◎	※21
28. 業者カード	◎	◎	※22

◎：必ず提出してください。（記入すべき事項がない場合は、用紙に「該当なし」と記入して提

出してください。)

△ : 提出しない場合があります。

× : 提出する必要はありません。

※ 1: 市内に営業所がある業者とは、村上市内に主たる営業所又は従たる営業所がある業者をいいます。

※ 2: その他の建設業者とは、※1以外の建設業者をいいます。

※ 3: 次の場合は、総合評定値通知書の技術職員を補正することができます。

経営事項審査申請を行った時の技術職員名簿に記載した技術職員のうち、経営事項審査での技術職員の資格要件の重複計上の制限(2業種まで)と市との取扱い(制限なし)の違い及び市での技術職員の級の扱いが異なるものがあることにより、総合評定値通知書に記載の1, 2級技術職員数との差異が生じる場合

* 補正する場合は、「技術職員数等に関する書類」に必要事項を記入のうえ、職員に関する下記の i、ii、iiiを提出してください。

i 「補正の技術職員数一覧」(様式2)

ii 「補正の技術職員名簿」(様式3)

iii 補正の技術職員の資格者証等(実務経験を証明する必要がある場合は、建設業許可申請の実務経験証明書)の写し(資格者証等は、同一の資格であっても業種ごとに提示し、どの業種に関するものか分かるよう、付箋・インデックス等を付けてください。)

※ 4: 1級舗装施工管理技術者の欄に技術職員数を記入した方は、その資格者証の写し及びその者が雇用をされていることを証する書類等(雇用保険資格取得等確認通知書又は被保険者証、健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書、賃金台帳など)の写しを添付してください。(2名以上記入した方は、うち1名以上の資格者証及び書類等の写しを添付してください。)

※ 5: 建退共等加入の有無の欄に「1」(加入有り)を記入した方は、総合評定値通知書で確認できる場合を除いて、加入証明書等の写しを提出してください。

建防災協会加入の有無の欄に「1」(加入有り)を記入した方は、加入証明書又は当年度の年会費の領収書等の写しを提出してください。

※ 6: 総合評定値通知書において、雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況のいずれかが「無(未加入)」となっている場合で、経営事項審査の審査基準日から資格審査申請日までの間に適用除外となった者のみ、当該書類に適用除外となった事実を証する書類を添付して提出してください。

当該書類により未加入でなくなったことが確認できた場合に限り、資格審査申請を行うことができます。

※ 7: 通知書の審査基準日が令和2年7月2日以降であり、かつ有効な通知書であることが必要です。(該当する通知書が2以上ある場合は、そのうちの最新のものを提出してください。以下同じ。)

随時申請の場合は、申請をしようとする日の1年7か月前の日以降の通知書であることが必要です。

※ 8: 市内に登録営業所(主たる営業所又は従たる営業所)がある場合のみ提出してください。(※3の技術職員の補正をする場合は、市外業者でも技術職員名簿(別紙二)の提出が必要になります。)

経営事項審査の申請を行った時の、経営規模等評価申請書総合評定値請求書、工事種類別完成工事高(別紙一)、技術職員名簿(別紙二)、その他の審査項目(社会性等)(別紙三)及び工事経歴書(様式第2号の2)の写しを提出してください。(経営事項審査の申請の際、工事経歴書の添付を省略した方は、建設業法第11条第2項の規定に基づき提出した変更届出書に添付した工事経歴書の写しを提出してください。)

※9: 総合評定値通知書において、雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況のいずれかが「無(未加入)」となっている場合で、経営事項審査の審査基準日から資格審査基準日までの間に加入の届出を行った者のみ、次の書類を提出してください。

当該書類により未加入でなくなったことが確認できた場合に限り、資格審査申請を行うことができます。

① 健康保険・厚生年金保険が「加入」となった場合は、次の書類のいずれかを提出してください。

- ・申請時の直近1ヶ月分の領収証書の写し
- ・標準報酬決定通知書の写し
- ・被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し
- ・健康保険・厚生年金保険新規適用届(年金事務所の受領印のあるもの)の事業主控えの写し

② 雇用保険が「加入」となった場合は、次の書類のいずれかを提出してください。

- ・申請時の直前の労働保険概算・確定保険料申告書の写し
- ・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)の写し
- ・雇用保険適用事業所設置届(ハローワークの受領印のあるもの)の事業主控えの写し

※10: 雇用状況報告義務があり申請日時点の法定雇用率を満たす数を超える数の障害者雇用をしている者、雇用状況報告義務はないが1人以上の障害者を雇用している者のいずれかで障害者雇用に係る主観希望者は下表の書類を提出してください。

雇用状況報告義務がある者	雇用状況報告義務がない者
障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第7項及び同法施行規則第8条に規定する障害者雇用状況報告書の写しを提出してください。(合併等による新設会社のため、まだ当該報告書の提出を行っていない方については、合併前のそれぞれの会社における当該障害者雇用状況報告書の写しを提出してください。)	雇用している障害者の方の障害者手帳の写し及びその者が雇用されていることを証する書類(雇用保険資格取得等確認通知書又は被保険者証、健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書、賃金台帳など)の写しを提示してください。

※11: 村上市と災害防止協定等に関係している場合、主観希望者は、加盟団体からの証明書(証明日が申請日1か月以内のもの)を添付してください。

※12: 村上市内において国、県の除雪受託をしている場合、主観希望者は契約書の写しを添付してください。市道の場合は、当市所管課で確認しますので、契約書の写しは不要です。(定期申請の場合は申請年度の業務、随時申請の場合は申請日から1年以内の業務に限る。)

※13: 村上市の水道本管緊急工事当番業者になっている場合、主観希望者は加盟団体からの証明書(証明日が申請日1か月以内のもの)を提出してください。

※14: 新潟県のハッピー・パートナー企業として登録し、かつ、下表の①～④に該当するもので男女共同参画の推進状況に係る主観点希望者は、ハッピー・パートナー企業登録証の写しとともに下表の書類を提出してください。

<p>①「次世代育成支援対策推進法」に基づく「一般事業主行動計画」を策定し、都道府県労働局へ提出し、かつ、資格審査申請日現在において、当該行動計画の計画期間中である者</p>	<p>・都道府県労働局に提出した「次世代育成支援対策推進法」に基づく「一般事業主行動計画」(労働局の受付印あり)の写し</p>
<p>②経営事項審査の審査基準日現在において、女性技術者(建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに基づく主任技術者となる資格を有する者)を1名以上雇用している者</p>	<p>・経営事項審査の申請の際に添付した技術職員名簿の写し ・健康保険被保険者証等の写し(性別が確認できる書類)</p>
<p>③女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号。以下同じ。)第8条第1項又は第7項に基づき策定した「一般事業主行動計画」を都道府県労働局に提出し、かつ、資格審査申請日現在において、当該行動計画の計画期間中である者</p>	<p>下記の書類を提出してください。 ・都道府県労働局に提出した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく「一般事業主行動計画」(労働局の受付印あり)の写し</p>
<p>④資格審査申請日現在において、以下のいずれかを整備している者 ・新潟県子育て有給休暇制度創設奨励金交付要綱別表の要件を満たす子育てに関する有給休暇制度 ・新潟県妊娠・出産関連有給休暇制度創設奨励金交付要綱別表の要件を満たす妊娠・出産に関する有給休暇制度</p>	<p>下記の書類を提出してください。 ・新潟県(福祉保健部少子化対策課)が発行する「子育て又は妊娠・出産関連有給休暇制度整備に関する証明書【第17号様式】」</p>

※15: SDGs(持続可能な開発目標)の達成に向けた取組みを行っている主観点希望者は、当該取組みの状況が分かる書類(自社ホームページ、行動計画、行動指針又は行動宣言など)の写しを提出してください。

※16: ドナー休暇制度を導入し就業規則等に定めている主観点希望者は、ドナー休暇制度を定めた自社就業規則等の写しを提出してください。

※17: 従たる営業所を登録営業所とする場合は提出してください。印は、代表者の実印(個人事業者の場合は代表者の印)を押印してください。従たる営業所の代理人の印は、使用印を押印してください。

※18: 資本関係のある会社、役員を兼任する会社がない場合は、該当無しの欄に○印を記入してください。

※19: 4ページの3-(2)により2つの営業所の登録を希望される場合は、使用印鑑届は営業所ごとに提出してください。

※20: 村上市税納税証明書又は申出書は、次のものを提出してください。

① 村上市税納税証明書

ア) 専用様式の原本を提出してください。

イ) 法人税・固定資産税・軽自動車税等が賦課されていない場合でも、従業員に係る村上市市民税の特別徴収義務者になっている場合は、村上市の納税証明書が発行されます。

ウ) 申請日の前3か月以内の発行日に限ります。

② 申出書(村上市への納税義務がない場合)

ア) 村上市への納税義務がない業者は申出書を提出してください。

イ) 申出人の住所・商号又は名称・代表者職氏名の欄には、本社の名称・代表者等を記入し、実印又は代表者印を使用してください。

※21:「法人税」(又は「所得税」)及び「消費税及び地方消費税」の納税証明書(どちらも申請日の前3か月以内の発行日に限る。)については、法人の場合は、納税証明書「その3の3」、個人の場合は、納税証明書「その3の2」です。

※22:4ページの3-(2)により、2つの営業所の登録を希望する場合は、業者カードを営業所ごとに記載して提出してください。

7 定期申請に係る申請書提出後、令和4年1月31日までの間に新しい総合評定値通知書が交付された場合等の取り扱い

(1) 申請書等提出後、令和4年1月31日までの間に新しい総合評定値通知書が交付されたときは、当該「総合評定値通知書の写し」及び当該通知書の元となった「6 提出書類等 13. 経営規模等評価申請書総合評定値請求書の写し等」を提出してください。なお、提出済みの次の書類等に変更等がある場合は、新しく交付された総合評定値通知書の審査基準日における状況に基づき、改めて該当する書類等を提出してください。

3. 技術職員数等に関する書類【様式1】

4. 補正の技術職員数一覧【様式2】

5. 補正の技術職員名簿【様式3】

28. 業者カード

8 申請書等の提出部数、提出先、問合せ先

提出部数は1部です。

〒 958-8501 村上市三之町1番1号

村上市企画財政課 契約検査室

電話 0254-53-2111(内線3210・3211) FAX 0254-53-2570

メール zaisei-kk@city.murakami.lg.jp

第2 記入方法等

1 建設工事入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）

(1) 「申請者」の欄

申請者(主たる営業所)の所在地、商号又は名称、代表者の職及び氏名を記入し、代表者の印を押印してください。印は、法人の場合は実印を、個人の場合は代表者の印を押印してください。

(2) 「村上市業者登録番号」の欄

① 令和2・3年度の村上市業者登録番号を記入してください。

令和2・3年度の村上市業者登録番号は、村上市ホームページの入札参加資格者名簿で確認できます。確認できない場合は、お問い合わせください。

② 初めて申請する方は空欄にしてください。

※ 建設工事の申請は初めてだが、建設コンサルタント等業務、物品調達、業務委託で登録されている方は、その登録番号を記入してください。

(3) 「主たる営業所」の欄 主たる営業所(本社)について記入してください。

① 「商号又は名称」の欄

ア) 本社の商号又は名称を記入してください。

イ) 法人事業者は、法人の種類について略さないでください。

《例》「株式会社 村上市」の場合「(株) 村上市」としない。

ウ) 「フリガナ」は、商号又は名称をカタカナで記入してください。

(法人の種類は省略してください。)

② 「代表者の氏名」の欄

代表者の氏名及びフリガナは、姓と名の上に1文字空けて記入してください。

③ 「所在地」の欄

所在地を都道府県名から記入し、丁目、番地、号も記入してください。(新潟県内の場合は、県名を省略してください。)

《記入例》

- ・ 一般的な記入例 …… ○○県△△市○○一丁目1番1号
- ・ 新潟県の場合 …… 新潟市○○一丁目1番1号
- ・ 東京23区の場合 …… 東京都○○区○○一丁目1番1号

④ 「電話番号」及び「FAX番号」の欄

電話番号及びFAX番号は、次に例にならって記入してください。

0XXX-XX-XXXX 0XX-XXX-XXXX
0XXXX-X-XXXX 03-XXXX-XXXX

(4) 「障害者雇用状況」の欄

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第43条第7項の規定により、障害者の雇用に関する状況を報告する義務がある者が法定雇用率を満たす数を超える数の障害者を雇用している場合、又は、同規定による障害者の雇用義務がなく、障害者を1人以上雇用している場合は「1」を、それ以外の場合は「0」を記入してください。

(5) 「税等滞納状況」の欄

国税及び地方税について滞納(入札参加資格審査申請時の納期末到来による未納税額は、滞納には該当しません。)がある場合は申請できません。それ以外の場合は「0(無)」を記入してください。

(6) 「災害協力」の欄

村上市との災害防止協定を締結している団体に加盟し、その協定に関する場合は「1」を、それ以外の場合は「0」を記入してください。

(7) 「水道緊急工事協力」の欄

村上市と水道本管緊急工事当番業者の指名を受けている場合は「1」を、それ以外の場合は「0」を記入してください。

(8) 「除雪協力」の欄

村上市内の国、県、市道の除雪受託をされている場合は「1」を、それ以外の場合は「0」を記入してください。

(9) 「消防団協力事業所」の欄

村上市の消防団協力事業所に認定されている場合は「1」を、認定されていない場合は「0」を記入してください。

(10) 「男女共同参画推進状況①」の欄

新潟県のハッピー・パートナー企業の登録があり、かつ、「次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)」第12条第1項又は第4項に基づき策定した「一般事業主行動計画」を都道府県労働局に提出し、かつ、計画期間中である場合は「1」を、提出した経営事項審査に係る審査基準日において、建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する女性技術者を雇用している場合は「2」を、前記の「1」と「2」の条件にともに該当する場合は「3」を、それら以外の場合は「0」を記入してください。

(11) 「男女共同参画推進状況②」の欄

新潟県のハッピー・パートナー企業の登録があり、かつ、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)」第8条第1項又は第7項に基づき策定した「一般事業主行動計画」を都道府県労働局に提出し、かつ、計画期間中である場合は「1」を、「新潟県子育て有給休暇制度創設奨励金交付要綱別表の要件を満たす子育てに関する有給休暇制度」又は「新潟県妊娠・出産関連有給休暇制度創設奨励金交付要綱別表の要件を満たす妊娠・出産に関する有給休暇制度」を整備している場合は「2」を記入してください。前記の「1」と「2」の条件にともに該当する場合は「3」を、それら以外の場合は「0」を記入してください。

(12) 「SDGs(持続可能な開発目標)取組状況」の欄

SDGs(持続可能な開発目標)の達成に向けた取組みを行っている企業で、取組みを自社ホームページに掲載している場合又は行動宣言などを策定している場合は「1」を、それ以外の場合は「0」を記入してください。

(13) 「ドナー休暇制度の導入状況」の欄

ドナー休暇制度を自社就業規則等に定めている場合は「1」を、それ以外の場合は「0」を記入してください。

(14) 「入札参加を希望する工事の種類」の欄

村上市に入札参加を希望する建設工事の業種に次の字句を記入してください。(希望する業種は、建設業法の許可を受け、経営事項審査の完成工事高があることが必要です。)

4ページの3-(2)により2つの営業所の登録を希望する場合は、どちらかの営業所に該当する工事の種類に記してください。

① 一般建設業許可を受けている建設業 「般」を記入してください。

② 特定建設業許可を受けている建設業 「特」を記入してください。

2 登録営業所一覧表

登録営業所について記入してください。

(1) 「村上市業者登録番号」の欄

申請書に記入した番号を記入してください。(4ページの3-(2)により2つの営業所の登録を希望する場合で、村上市の登録番号が1つしかない場合は、現行登録がされていない営業所を空欄としてください。)

(2) 「入札参加を希望する建設工事の種類」の欄

登録営業所が入札参加を希望する建設工事の種類について、次のとおり記入してください。

ア) 一般建設業許可を受けている建設業 「般」を記入してください。

イ) 特定建設業許可を受けている建設業 「特」を記入してください。

(3) 「登録営業所の商号又は名称」の欄

登録営業所の名称を記入してください。

ア) 従たる営業所の場合は、商号又は名称(法人の種類を略さない)の後に1文字分空けて、営業所名(支社、支店名)を記入してください。

イ) 「フリガナ」は、商号・名称をカタカナで記入してください。(法人の種類は省略してください。)

《例》「株式会社 村上市 村上支店」の場合

フリガナは、「ムラカミシ ムラカミシテン」となります。

(4) 「代表者(代理人)の職名」、「氏名」、「所在地」、「郵便番号」、「電話番号」、「FAX番号」及び「メールアドレス」の欄

申請書の例にならって登録営業所の内容を記入してください。(本社で登録の場合は同じ内容を記入。従たる営業所の場合は、その営業所の内容を記入してください。)

3 技術職員数等に関する書類

この様式は、入札参加資格審査申請の際に添付する経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の審査基準日における状況で、必要な事項を記入してください。

記入に当たって、該当がない場合は「0人」は記入せず、空欄としてください。

(1) 「申請者(商号又は名称)」の欄

従たる営業所で登録する場合でも「申請者」の欄は主たる営業所(本社)で記入してください。

(2) 「土木一式、建築一式、電気、管、舗装、水道施設工事の技術職員数」の欄

① 「総合評定値通知書の技術職員数」の欄総合評定値通知書の技術職員数を記入してください。(補正する場合も記入)

② 「補正の技術職員数」の欄

技術職員数を補正する場合に記入してください。(7ページ※3参照)一人の技術職員が2以上の資格を有する場合、その資格ごとに、それぞれ1人として計上してください。

総合評定値通知書の技術職員数としてカウントされているものについては、除いてください。

③ 「技術職員数」の欄

①+②の合計を記入してください。

(3) 「1級舗装施工管理技術者数」の欄

舗装工事の登録申請をする方は、技術者数を記入してください。

(4) 「労働福祉の状況」の欄

① 「建退共等加入の有無」の欄

ア) 「中小企業退職金共済制度」、「建設業退職金共済制度」又は「特定退職金共済制度」のいずれかに加入している方は、「1」(加入有り)を記入してください。

イ) 「中小企業退職金共済制度」、「建設業退職金共済制度」又は「特定退職金共済制度」のいずれにも加入していない方は、「0」(加入無し)を記入してください。

ウ) 「1」を記入した方は、総合評定値通知書で確認できる場合を除いて、加入証明書等の写しを提出してください。

② 「建災防協会加入の有無」の欄

ア) 建設業労働災害防止協会に加入している方は「1」(加入有り)を、加入していない方は「0」(加入無し)を記入してください。

イ) 「1」を記入した方は、加入証明書又は当年度の年会費の領収書等の写しを提出してください。

4 補正の技術職員数一覧

技術職員数等に関する書類で「土木一式、建築一式、電気、管、舗装、水道施設工事の技術職員数」の補正技術職員数の欄に記入した場合に、この書類を提出してください。(補正がない場合は、提出不要です。)

「技術職員数の人数」の欄

該当する技術職員数を記入してください。

※ 1級・2級の合計の数は、技術職員数等に関する書類の補正の技術職員数の欄と一致しなければなりません。

5 補正の技術職員名簿

補正の技術職員数一覧に記入した場合に、その技術職員を名簿に記入してください。(補正がない場合は、提出不要です。)

(1) 「氏名・生年月日」の欄

該当する技術職員について記入してください。

(2) 「経審コード」の欄

技術職員が所有する資格名の経審コードを記入してください。

※ 1級・2級の合計の数は、技術職員数等に関する書類の補正の技術職員数の欄と一致しなければなりません。

※ 資格者証等(実務経験を証明する必要がある場合は、建設業許可申請の実務経験証明書の写しを添付してください。)

6 舗装機械の所有状況に関する書類

(1) 「登録営業所名」の欄

登録営業所の商号又は名称(従たる営業所の場合は営業所名も含む。)を記入してください。

(2) 「舗装機械の所有台数」の欄

登録営業所における舗装機械(アスファルトフィニッシャー)の所有台数を記入してください。

(3) 「舗装機械の種類」の欄

該当する機械にチェックを付けてください。該当するものがない場合は「4. その他」をチェック

し、その内容を記入してください。

※ 複数所有の場合は代表的なものを記入してください。

(4) 「製造番号」の欄

所有する機械の製造番号を記入してください。

(5) 「所有・所有に準じる状況の別」の欄

該当するものにチェックを付けてください。

※ 複数所有の場合は代表的なものを記入してください。

(6) 「所有(保管)場所」の欄

所有(保管)場所の市町村名(都道府県名含む。)を記入してください。(所有(保管)場所が新潟県内の場合は県名を省略してください。)

(7) 「所有等の開始時期」の欄

所有を開始した年月を記入してください。

(8) 「所有等の終了予定時期」の欄

上記(5)の「所有・所有に準じる状況の別」の欄で、「1. 所有」とした場合はその減価償却終了予定年月を、「2. リース」～「5. その他」とした場合はその終了予定年月を記入してください。

7 登録営業所調書

村上市内に登録営業所(主たる営業所又は従たる営業所)がある場合のみ提出してください。

(1) 「営業所の名称等」の欄

登録営業所の所在地、商号又は名称(従たる営業所の場合は営業所名も含む。)、TEL、FAX を記入してください。

(2) 「営業所の所有形態」の欄

営業所の所有形態について該当する欄にチェックを付けてください。

(3) 「営業所の開設年月日」の欄

営業所の開設年月日(営業所として開設した日)を記入してください。

(4) 「営業所の建設業法許可年月日」の欄

営業所の建設業法の許可の日を記入してください。

(5) 「市税納付期間」の欄

村上市税を納付した期間で該当する欄にチェックを付けてください。10年未満の場合は、納税開始の年を記入してください。

(6) 「建設業従事常勤職員数」の欄

作成日における当該営業所に勤務する常勤職員数を記入してください。

(7) 「営業所の専任技術者」の欄

作成日における当該営業所に勤務する専任技術者について記入してください。

担当業種は、19 ページの「業種区分コード表」により、該当する略号を記入してください。

1人の技術者が、複数の業種の資格を持っている場合は、全ての資格を記入してください。

8 業態調書

記入方法等

(1) 親会社と子会社関係、親会社を同じくする子会社同士の関係、役員を兼任している人的関係にある会社がある場合は、次のように記入してください。

① 「資本関係に関する事項」の欄

該当する場合、関係する商号又は名称、所在地、業者登録番号(村上市に登録がある場合)を記入してください。

② 「役員等の兼任に関する事項」の欄

該当する場合、役職、氏名、関係する商号又は名称、業者登録番号(村上市に登録がある場合)を記入してください。

③ 様式に記入しきれない場合

適宜行を追加するか「別紙」と記入し別紙に必要事項を記載してください。(関係会社が多数に及ぶ場合は、会社パンフレット等の写しの添付でも可とします。)

(2) 該当がない場合は「資本関係、役員等兼任する事業所はありません。」の欄に○印を記入してください。

(3) 作成日現在で記入してください。

※親子関係会社等

(1) 親会社と子会社関係、親会社を同じくする子会社同士の関係にある会社

以下のいずれかに該当する二者の場合です。ただし、子会社(会社法第2条第3号の規定による子会社をいいます。以下同じ。)又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続中の会社(以下「更生会社等」といいます。)である場合を除きます。

ア) 親会社(会社法第2条第4号の規定による親会社をいいます。以下同じ。)と子会社の関係にある場合

イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(2) 次の役員を兼任している人的関係にある業者

以下のいずれかに該当する二者の場合です。ただし、ア)については、会社の一方が更生会社等である場合を除きます。

ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

9 業者カード

「1 建設工事入札参加資格審査申請書」、「2 登録営業所一覧表」等に記入した内容を改めて記入してください。

※ このカードは登録入力票となるものです。記入誤りがないよう注意してください。登録営業所を複数申請する場合は、それぞれの業者カードを提出してください。

(1) 「登録営業所情報」の欄 (※登録営業所が主たる営業所の場合は空欄となります。)

① 登録営業所が従たる営業所の場合にのみ記入してください。

② 営業所名は、商号又は名称は省略してください。

③ 代理人職氏名は、職名と氏名の間を1文字分空けてください。

(2) 「自己資本額」の欄

審査基準日の直前の決算における会社の資本金の額を、千円単位で記入してください。(端数は切り捨ててください。)

(3) 「入札参加希望工種、実績及び技術者数」

① 「一般・特定の別」の欄

「登録営業所一覧表」の「入札参加を希望する建設工事の種類」に記入した内容を記入してください。

※ 一般建設業の許可を受けている建設業は「一般」を、特定建設業の許可を受けている建設業は「特定」を記入してください。

② 「総合評点(P)」、「完成工事高」、「技術職員数」の欄

登録営業所で入札参加希望するものについてのみ記入してください。

総合評定値通知書の「総合評点(P)」、「完成工事高」、「技術職員数(1・2級のみ)」を記入してください。

※ ただし、土木一式、建築一式、電気、管、舗装、水道施設の技術職員数については、それぞれ「技術職員数等に関する書類」の「技術職員数」の欄に記入した人数(補正後の人数)を記入してください。

(4) 「業態の有無」の欄

親会社と子会社関係、親会社を同じくする子会社同士の関係、役員を兼任している人的関係にある会社がある場合は「1」を、無い場合は「0」を記入してください。

第3 変更等の届出

1 申請内容に変更等があった場合

申請書等を提出後、当該申請書等に記載した次の事項等について変更があったときは、速やかに「変更届出書」に関係書類を添付して提出してください。

(1) 次に掲げる事項等の変更について

変更事項	添付書類
①住所	・登記簿謄本又はその写し
②社名(商号)	・登記簿謄本又はその写し ・委任関係のあるときは新委任状
③代表者	・登記簿謄本又はその写し ・委任関係のあるときは新委任状
④委任関係	・受任者変更のときは新委任状 ・建設業法第11条の規定に基づく変更届出書の写し ・営業所(新設等)への登録変更等の場合は新委任状
⑤組織	・登記簿謄本又はその写し ・建設業法第11条の規定に基づく変更届出書の写し
⑥建設業の許可区分	・建設業の許可通知書の写し又は許可証明書
⑦使用印	・使用印鑑届

(2) 死亡、合併、営業譲渡等について

申請者が死亡、合併等により消滅し、又は営業の譲渡を行った時は、次のとおりとなります。

① 参加資格が認定される前の場合

- ・ 資格審査の申請は、無効となります。

② 参加資格が認定された後の場合

ア) 相続又は合併をした方若しくは営業を譲り受けた方が、参加資格の継続を希望する場合

- ・ 入札参加資格承継申請書を提出してください。承継の事実が確認されれば、参加資格が認められます。

イ) 相続又は合併をした方若しくは営業を譲り受けた方が、参加資格の継続を希望しない場合

- ・ 廃業等届出書を提出してください。

2 参加資格の追加申請をする場合(業種追加)

参加資格の追加申請をする場合は、「6 提出書類等」(6ページ)に掲げる申請書等のうち次の書類を改めて提出してください。

1. 建設工事入札参加資格審査申請書【規程様式第1号】
2. 登録営業所一覧表【規程様式第2号】
9. 登録営業所調書【様式6】
10. 建設業許可通知書又は証明書の写し
11. 建設業許可申請書別紙二の写し
12. 総合評定値通知書の写し
13. 経営規模等評価申請書総合評定値請求書の写し等
28. 業者カード

* 「建設工事入札参加資格審査申請書」の「入札参加を希望する建設工事の種類」の欄には、追加申請する建設工事の種類のみを記入してください。

* 参加資格の追加申請に伴い技術職員数等に変更がある場合は、次の書類を提出してください。

3. 技術職員数等に関する書類【様式1】
4. 補正の技術職員数一覧【様式2】
5. 補正の技術職員名簿【様式3】

* 書類の提出にあたっては「6 提出書類等」を参照し、添付書類等が必要な場合は併せて提出してください。

「業種区分コード表」

建設工事の種類	建設業の種類	略号	コード	建設工事の種類	建設業の種類	略号	コード
土木一式工事	土木工事業	(土)	1	ガラス工事	ガラス工事業	(ガ)	16
建築一式工事	建築工事業	(建)	2	塗装工事	塗装工事業	(塗)	17
大工工事	大工工事業	(大)	3	防水工事	防水工事業	(防)	18
左官工事	左官工事業	(左)	4	内装仕上工事	内装仕上工事業	(内)	19
とび・土工・コンクリート工事	とび・土工工事業	(と)	5	機械器具設置工事	機械器具設置工事業	(機)	20
石工事	石工事業	(石)	6	熱絶縁工事	熱絶縁工事業	(絶)	21
屋根工事	屋根工事業	(屋)	7	電気通信工事	電気通信工事業	(通)	22
電気工事	電気工事業	(電)	8	造園工事	造園工事業	(園)	23
管工事	管工事業	(管)	9	さく井工事	さく井工事業	(井)	24
タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事業	(タ)	10	建具工事	建具工事業	(具)	25
鋼構造物工事	鋼構造物工事業	(鋼)	11	水道施設工事	水道施設工事業	(水)	26
鉄筋工事	鉄筋工事業	(筋)	12	消防施設工事	消防施設工事業	(消)	27
舗装工事	舗装工事業	(舗)	13	清掃施設工事	清掃施設工事業	(清)	28
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業	(しゅ)	14	法面処理工事	※2ページ参照	(法)	29
板金工事	板金工事業	(板)	15	解体工事	解体工事業	(解)	30

第4 申請書類提出に際しての留意事項

各登録区分（建設工事、建設コンサルタント等業務、物品調達、業務委託）共通

1 申請書類

- (1) 申請は、それぞれ（建設工事、建設コンサルタント等業務、物品調達、業務委託）の登録区分ごとの申請要領により、書類を作成してください。同時に複数の入札参加資格申請をする場合は、1つのファイルにまとめて申請を行ってください。これにより、提出書類等を省略することができます。
- (2) 物品調達、業務委託の2つを同時申請する場合は、1つの申請書で申請してください。（同日申請でない場合は、登録区分（物品・委託）ごとに資格審査申請書を新規に提出する必要があります。）

2 綴じ方

- (1) 入札参加資格審査申請書類（変更届は除く。）を次のように綴じて提出してください。
 - ① 申請書類は、A4フラットファイルに綴じてください。
 - ※ フラットファイルの色
市内業者（委任されている場合を含む。）・・・【黄色】
市外業者・・・【水色】
 - ② 複数申請する場合は、各申請書類をまとめて、1つのA4フラットファイルに綴じてください。
 - ※ 「複数申請」とは、建設工事のほかに、業務委託を申請するなど2つ以上の登録区分に申請する場合があります。
 - ③ ファイルの表紙、背表紙に次のように記載して提出してください。
 - 表紙・・・「〇〇〇（業者登録番号） 令和4・5年度
村上市入札参加資格審査申請〇〇〇（業者名）」
 - 背表紙・・・「〇〇〇（業者登録番号） R4・5 〇〇〇（業者名）」
（業者登録番号は横書き）
- (2) 次の順序に綴じてください。
 - ① 建設工事申請書類一覧表（建設工事の登録申請をしない場合は不要）
 - ② 建設工事申請書類（同上）
 - ③ 建設コンサルタント等業務申請書類一覧表
（建設コンサルタント等業務の登録申請をしない場合は不要）
 - ④ 建設コンサルタント等業務申請書類（同上）
 - ⑤ 物品調達、業務委託等申請書類一覧表
（物品調達、業務委託等の登録申請をしない場合は不要）
 - ⑥ 物品調達、業務委託等申請書類（同上）
 - ⑦ 共通書類（委任状、納税証明書など）

登録区分が変わるところ及び共通書類との区分間には仕切紙（インデックス貼付）を挟んでください。（インデックスは「コンサル」、「物品・委託」、「共通」としてください。）

※ なお、「業態調書」、「使用印鑑届」、「業者カード」、「登録営業所調書（建設工事、建設コンサルタント等業務）」は綴じこまず、ファイルの中にはさんで提出してください。

ア 申請書類一覧表

- (i) 申請者の「業者登録番号」、「所在地」、「商号又は名称」及びこの申請に関する「担当者名」、連絡先「電話番号」を記入してください。
- (ii) 提出書類の該当するところに○印をつけてください。

イ 各申請書類

登録申請を行う各申請要領に記載の書類を提出してください。

ウ 共通書類

次の書類は共通書類として、登録区分ごとでなく1ファイル1枚にすることができます。

- (i) 委任状
- (ii) 業態調書
- (iii) 使用印鑑届
- (iv) 暴力団等の排除に関する誓約書
- (v) 村上市税納税証明書（又は申出書）
- (vi) 「法人税」（又は所得税）及び「消費税及び地方消費税」の納税証明書（原本又は写し）